

国民年金からのお知らせ

年金記録の回復により年金(時効特例給付)が支払われた方に
物価上昇分の加算金(遅延加算金)が支払われます

平成22年4月30日から遅延加算金法が
施行されています

年金時効特例法により、年金記録が回復した方に年金(過去5年よりも以前の分)をさかのぼってお支払いしています。遅延加算金法は当時の年金が現在の価値に見合う額になるよう、物価上昇相当分を遅延加算金としてお支払いする制度です。

支払われる遅延加算金の額

具体的な額は時効特例給付の額や年金の受給を開始した年によって異なります。請求手続きの必要な方は、一定の要件を満たす方に順次発送しているダイレクトメールをご覧くださいか、下記までお問い合わせください。

対象となる方

※一定の条件を満たすご遺族の方も遅延加算金の支払い対象となります。

平成21年4月30日以前に
時効特例給付が支払われた方

平成22年4月30日から5年以内に
請求手続きが必要です

平成21年5月1日以降に時効特例給付が
支払われた方、これから支払われる方

手続きは不要です
(自動的に手続きを行いお支払いします)

問い合わせ

日本年金機構大曲年金事務所 ☎0187-63-2299
日本年金機構年金ダイヤル ☎0570-05-1165 平日8:30~17:15まで

なるほど上下水道 No.46 飲む上水道・流そう下水道

こんにちは。ハリーちゃんです。今回は、簡易水道・公共下水道・農業集落排水の届出についてご説明します。

簡易水道・公共下水道・農業集落排水の使用を開始、または休止する場合は届出が必要となります。転入などによる使用開始の届出をしないと、まとまった額で使用料を支払うことになります。反対に、休止の届出をしないと、いつまでも請求書が届いてしまいます。

各種届出は役場第二庁舎の建設課に提出してください。安全・安心・快適な上下水道を使用しましょう。

また、これまでの使用者を変更する場合や、口座の変更なども必ず届出が必要となります。(届出の日により、新しい口座での支払いに間に合わない場合があります。)

水道・下水道に関する届出は必ず提出しましょう!

★水道・下水道加入推進中★ お問い合わせ 建設課 上下水道班 ☎0187(84)4910

7月の健診カレンダー

会場 / 美郷町保健センター(旧六郷保健センター)
問 / 福祉保健課 健康対策班(美郷町保健センター内) ☎0187(84)4900

内容	日時	対象
4ヶ月児健診	7月23日(金) 受付 / 12:30 ~ 12:45	平成22年3月生まれ
7ヶ月児健診	7月30日(金) 受付 / 12:30 ~ 12:45	平成21年12月生まれ
10ヶ月児健診	7月23日(金) 受付 / 12:45 ~ 13:00	平成21年9月生まれ
2歳6ヶ月児歯科健診	7月2日(金) 受付 / 12:30 ~ 13:00	平成19年11月~12月生まれ
3歳児健診	7月7日(水) 受付 / 12:30 ~ 13:00	平成18年11月~12月生まれ
母子手帳交付	毎週火曜日(祝祭日を除く) 受付 / 9:30 ~ 11:30	※交付希望の方は事前に健康対策班にご連絡ください。

夜7時までご利用できます! 六郷、仙南出張所

六郷出張所
(美郷町学友館)

住所 美郷町六郷字安楽寺122番地
電話 0187-84-4904
0187-84-4040
FAX 0187-84-3763



仙南出張所
(美郷町公民館)

住所 美郷町飯詰字北中島37番地1
電話 0187-84-4915
0187-83-2280
FAX 0187-83-2451



出張所の業務時間 **午前9時~午後7時**

出張所の休業日 **毎週月曜日**
(国民の祝日にあたる場合は翌日、12月29日から翌年1月3日)

平成22年7月の休業日



出張所ではこのような業務を行っています

下記の証明書の発行

- 戸籍関係証明書 (戸籍抄本・戸籍謄本など)
- 住民票
- 印鑑証明書
- 所得証明書
- 課税証明書
- 非課税証明書
- 納税証明書
- 軽自動車税納税証明書
- 土地建物その他の証明 (資産証明書等)
- 外国人登録証明書
- 身分証明書
- 合併証明書

税や使用料の収納

- 町税の収納
- 町営住宅使用料の収納
- 保育料の収納
- 上下水道使用料の収納

その他

- 死亡届・死産届の受理
- 埋火葬に関する手続き
- 町税や各種使用料の納付書の再発行
- 国民健康保険証等の再発行
- 各課への文書等の取次ぎ